

## 本日検討する論点について

(通知・公告の在り方について)

### 1. 総論

#### (1) 国内の制度における通知・公告 (資料 2-1、2-2)

##### ① 現行制度の整理

A案及びB案における通知・公告の在り方を検討する前提として、参考となる現行制度の状況は以下のとおりである。

ア 権利の消滅に関するものとして、

- ・被害回復分配金支払制度（振り込め詐欺救済法）における預金等債権の消滅のための公告
- ・遺失物法における公告
- ・公示催告制度（非訟事件手続法）における公告

がある。

イ 権利の行使に関するものとして、

- ・被害回復分配金支払制度（振り込め詐欺救済法）における分配金支払のための公告
- ・被害回復給付金支給制度（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律）における支給手続の開始に関する通知・公告
- ・資本金等の額を減少する場合の債権者の異議手続（会社法）における通知・公告<sup>1</sup>

がある。

ウ 訴訟手続への参加の機会を保障するためのものとして、

- ・いわゆる株主代表訴訟（責任追及等の訴え、会社法）における訴訟告知を受けた場合等の株式会社とする通知・公告

がある。

エ その他、倒産手続に関するものとして、

- ・破産法上の通知・公告
- ・金融機関等の更生手続の特例等に関する法律における通知・公告

がある。

---

<sup>1</sup> 会社債権者が当該株式会社の資本金等の額の減少に関し異議を述べることができ、異議を述べた場合には、当該資本金等の額を減少しても当該債権者を害するおそれがないときを除いて、債権者に弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は信託会社等に相当の財産を信託しなければならないという制度。

## ②通知・公告の方法

### (i) 上記の制度を概観すると、

ア 権利の消滅に関するものに関し、被害回復分配金支払制度における預金等債権の消滅のための公告、遺失物法における公告、公示催告制度のように、通知をすることとはしていない例もある。これらは、真の権利者の所在が不明であることに基づくものと考えられる。

イ 権利の行使に関するものに関し、被害回復給付金支給制度においては、知れている被害者には通知をすることとしているが、被害回復分配金支払制度においては、制度上、通知をすることとはしていない（もっとも、これらの場合、対象者が届出等をしなくても、当該制度において支払を受ける等ができないだけであり、相手方に対する債権を失うものではない。）。

また、資本金等の額を減少する場合の債権者の異議手続における通知・公告においては、官報に加え、日刊新聞紙又は電子公告のいずれかの方法によっても公告をする場合には、通知事務の負担の軽減を図る観点から、各別の催告を要しないこととしている（この場合、債権者が異議を述べることができることとされているのは、資本金等の額の減少に関し、利害関係を有することに基づくものではあるが、資本金等の額が減少したからといって、直ちに当該債権が消滅するなどの効果が生ずるものではない。）。

ウ 訴訟手続への参加の機会を保障するためのものとして、いわゆる株主代表訴訟について訴訟告知を受けた場合等の株式会社がする通知・公告については、公開でない株式会社については株主に通知をすることとしているが、公開会社においては、公告又は株主への通知をすることとしている（もっとも、この場合、審判の対象となるのは当該株式会社の権利であって株主の権利ではない。）

エ 倒産手続においては、多数の利害関係人が関与するため、手続のあらゆる場面において通知・公告が要求されている。特に、破産手続においては、知れている債権者に対しては、破産手続開始時等、個別の通知を要することとしている。ただし、大規模破産手続における特例があり、知れている債権者の数が 1,000 人以上であり、かつ、相当と認めるときは、費用対効果の観点から、裁判所は、破産手続開始時の公告事項が変更されたときの通知など、一定の局面における通知についてのみ、破産債権者に対する通知を省略することができることとしている。

また、金融機関等の更生手続の特例においては、対象となる預金者

等に対する事前の通知を要せず、債権者たる預金者の保護を図ることを任務とする預金保険機構等が代理して権利行使をすることとしている。

オ 以上のように、現行制度における通知・公告の在り方としては、

- ・ 制度の趣旨、目的や制度の内容を踏まえつつ、
- ・ 権利の消滅や権利の行使といった権利者の利害の状況
- ・ 権利の変動を伴う場合の保護の措置
- ・ 通知すべき相手方の所在が判明しているか不明であるか
- ・ 費用対効果や事務処理の便宜

といった要素を考慮した上で、合理的と考えられる方法を選択しているものと考えられる。

(ii) なお、上記の現行制度において、通知の具体的な手法としては、郵便、ファクシミリ、電話等相当な方法で行えばよいとされている。

また、公告の具体的な手法としては、官報、日刊新聞紙、掲示板への掲示、インターネットの利用がある。そのうち、インターネットの利用としては、会社法上の電子公告のように自己のウェブサイトへ公告を掲載する方法や、被害回復分配金支払制度のように、預金保険機構が公告用のウェブサイトを運営し、金融機関は、公告事項を記載した書類を添えて公告を求め、預金保険機構が公告をするという方法がある。

### ③主体及び費用負担

破産手続や公示催告手続等の裁判手続では、裁判所が通知・公告を行うこともあれば、破産管財人のような機関が行うこともある。また、いわゆる株主代表訴訟について訴訟告知を受けた場合等の株式会社がする通知・公告など、当事者等が通知・公告をする例もある。費用については、裁判所が行う場合であっても、申立人が予納するのが原則である。

裁判手続以外では、第三者に知らせる必要のある行為をする者が通知・公告をすることが多いが、被害回復分配金支払制度のように、周知に係る事務を預金保険機構のような一定の者に集中させることもある。

## (2) 諸外国の制度における通知・公告（資料3-1、3-2）

### ①通知・公告の方法

諸外国の制度としては、オプト・アウト型を採用する場合において、

- ・ 合理的な努力により特定可能な全ての構成員に個別通知をすることを含め、事情の許す限りで最善の通知方法を裁判所がクラス代表者

に対して指示しなければならないこととするもの（アメリカのクラス・アクション）

- ・ 個別通知のほか、広告など、裁判所が適当と認める方法をクラス代表者にさせるもの（カナダ・オンタリオ州及びケベック州のクラス・アクション、デンマーク、ノルウェー）

等がある。

また、オプト・アウト型の制度ではないが、

- ・ 裁判所が定める期間内に、集団訴訟に参加することを望む旨の通知を書面にて裁判所に提出しない集団の構成員は、当該集団から脱退したものとみなすこととし、対象消費者に対する通知・公告の方法としては、裁判所が適切と認める方法により行うこととするもの（スウェーデン）。
- ・ 個別通知をする必要はなく、公告を官報に掲載することとするもの（ブラジル）。

等がある。

## ②主体及び費用負担

アメリカ、カナダでは、クラス代表者が通知・公告をするが、事案の特質を踏まえ、裁判所が相手方事業者に通知・公告をさせることもあるようである。

費用については、原則としてはクラス代表者が負担するものとし、事案によっては相手方事業者に負担させることもあるようである。もともと、代表者の負担といっても、実際には訴訟代理人である弁護士が立て替え、敗訴の場合には弁護士が負担しているようである。なお、カナダ（ケベック州）では、「集団訴訟援助基金<sup>2</sup>」による財政援助を受けることができることとされている。

一方、ノルウェー、デンマーク、スウェーデンにおいては、裁判所が通知・公告をすることとしつつ、当事者にさせることもできるとされているようである。費用については、ノルウェーでは原則公費負担としつつ、クラス代表者に負担させることもできるようであり、スウェーデンでは、公費負担としている。

---

<sup>2</sup> 集団訴訟援助基金とは、集団訴訟法に基づいて設立された公法人であり、集団訴訟を提起しようとする者又は既に集団訴訟を提起した者に対して財政的援助を行うとともに、集団訴訟の行使に関する情報を発信することを目的とする組織である。

## 2. 一段階目の手続における通知・公告の在り方について

### (1) B案（オプト・アウト型）における除外の申出をするための通知・公告の在り方について

#### ①総論

B案（オプト・アウト型）において、対象消費者が当該訴訟手続から除外の申出をするための通知・公告の在り方については、基本的には、手続追行主体による訴訟追行の結果得られた判決の効力が有利・不利を問わず及ぶこととなり、場合によっては、実体法上の権利の消滅という不利益を受ける対象消費者の「手続保障<sup>3</sup>」をいかに図るか、という観点から検討する必要があると考えられる。

この観点からすると、場合によっては権利が消滅するのと同じ効果が生ずるものである以上、対象消費者が集合訴訟の提起について全く認識していないにもかかわらず、自らの権利の処分権を手続追行主体に与えたと考えるのは困難であるから、原則として、対象消費者に対する個別通知が必要とも考えられるところである。

他方で、

- ・ 少額の請求権など、個別の訴訟提起による権利行使が困難と考えられる場合において、権利行使の実効性を確保しようとする制度の趣旨・目的
- ・ 事案にもよるが、手続追行主体にとって、通知すべき対象消費者の所在が不明であることが多いと考えられること

等を踏まえると、必ずしも個別通知を要しないこととするなど、通知・公告の要件を緩和することが許容されるかどうかが問題となる。

#### ②通知・公告の要件の緩和の可否について

以上のように、B案においては、対象消費者の手続保障の観点から、原則として、対象消費者に対する個別通知が必要とも考えられるが、通知・公告の要件を緩和することが許容されるかを検討する場合には、手続追行主体の在り方や費用対効果の観点を踏まえて、以下のような検討をすることが考えられる。

##### (i) 手続追行主体の在り方との関係

学説上、通知手続は、判決効の拡張との関係では、代表者の適切性を

---

<sup>3</sup> 必ずしも一義的な定義があるわけではないが、一般に、当事者が、自己に不利な裁判所の判断にも拘束されることの正当化根拠につき、当該訴訟手続において十分な攻撃防御（主張・立証）の機会を与えられたことに求めることについて、「手続保障」といわれている。

補完するものと位置付ける考え方があることを踏まえ（参考1）、当該手続追行主体が、共通争点に関し、対象消費者において想定される攻撃防御（主張・立証）を尽くすことができるのであれば、その訴訟追行は対象消費者本人が行った場合と同視することができるとして、有利・不利を問わず判決の効力を及ぼすとすることができるかどうか。

（ii）費用対効果の観点との関係

また、個別訴訟の提起がおよそ考えられないような少額の請求権については、その分手続保障を図る必要性の程度も高くないと捉え、むしろ費用対効果の観点から、個別通知を要せず公告で足りるとすることが可能かどうか<sup>4</sup>。

③まとめ

（i）以上を踏まえ、B案における除外の申出をするための通知・公告の在り方について、どう考えるか。具体的には、

ア 原則としてすべての対象消費者に対する個別通知が必要とする考え方

イ 手続追行主体に知れている対象消費者に対しては、個別通知を要するが、それ以外の対象消費者に対しては、公告で足りることとする考え方

ウ 制度の対象について、請求権の額が少額な場合に限ることとしつつ、公告で足りることとする考え方

等が考えられる。

アの考え方については、オプト・アウト型手続における原則的な考え方とも思われるが、通知をする手間と費用が膨大なものとなる可能性があるといった問題がある。

イとウの考え方については、対象消費者の手続保障との関係上、公告で足り得るとすることが許容されるかが問題となる。

（ii）前述のように、B案において、手続追行主体との関係で通知・公告の要否、程度を考える上で、代表者の適切性が必要であれば、その前提として、手続追行主体が共通争点に関し十分な攻撃防御（主張・立証）を尽くすことができる者であることが必要と考えられるが、どのように考えるか。

---

<sup>4</sup> 費用対効果の観点といっても、対象消費者の範囲がそれほど大きくない事案においては、公告の手法にもよるが、個別通知をすることの方がかえって費用の負担が少なくすむことも考えられ、当該事案における対象消費者の範囲及び通知・公告の手法としてどのようなものを想定するかについても留意する必要があると考えられる。

## (2) A案の一段階目の手続における通知・公告の在り方

A案においても、例えば、

- ・ 被害者救済という制度の実効性を確保する観点からは、極力、被害者の二段階目の手続における加入を促すことが必要であり、一段階目においても対象消費者に対する通知・公告をすることとすべきという考え方や、
- ・ 再訴制限を措置する場合には、他の手続追行主体に訴訟係属を知らせる必要があり、一段階目においても他の手続追行主体に対する通知・公告をすることとすべきという考え方

などがあり得るが、他方で、

- ・ これらの通知・公告は事実上のものとしても足りるという考え方もあり得る。

これらを踏まえ、一段階目での通知・公告の在り方について、どのように考えるべきか。

## (参考1) 通知手続と判決効の拡張に関する学説

### ○高田裕成「集団紛争における判決効」

(新堂幸司編集代表『講座民事訴訟法』所収) 185頁

「判決効との関係で注目される保護装置が、通知と代表の適切性である。このうち、通知(notice)の意義については議論がある。規則(c)(2)による通知は、メンバーが単に相手方当事者との関係で共通の争点を持つという点で結びついているのに過ぎない(b)(3)タイプのクラス・アクションにおいて、クラスからの除外の機会を保障して個別に訴訟追行する機会を保障することが、デュー・プロセスの観点から不可欠と考えられたためである。しかし、この通知は、判決効との関係ではデュー・プロセスの核となる代表の適切性(adequacy of representation)を補完するものに過ぎないと捉えるのが通説である。すなわち、66年規則の立法者は、判決効を及ぼすために必要なデュー・プロセスの保障があったと評価される地位以上の地位を通知により第三者に保障したのであり、判決効拡張に通知は不可欠ではないとするのである。したがって、通知を受けた第三者も、代表の適切性が欠如する場合に判決効を受けることはない。

通説によれば、代表の適切性が判決効拡張論におけるデュー・プロセスの内容となる。そして、代表の適切性の内容は代表者とクラスメンバーの間の利益の同一性、つまり利益の対立(conflict of interest)がないことと理解されている。(略)

このように、アメリカ法において判決効の問題は、訴訟経済および応訴の負担を負う相手方当事者の利益と第三者のデュー・プロセスの保護の衡量の問題と捉えられている。その際、デュー・プロセスの保護を優先すべきことにつき異論はないが、デュー・プロセスの内容は一貫して「適切な代表性」の存在と解されている。」

### ○小島武司『訴訟制度改革の理論—マクロ・ジャスティスを目ざして』109頁

「デュー・プロセスの要請が具体的状況に即した柔軟なものであるとすれば、擬制的通知ともいえるべき公告だけで、クラスの成員に判決効が及ぶことになるので、「十分な代表」なる観念がいかなる内容かが、クラス訴訟運用の要の地位を占めることになる。

代表の十分性は、提訴の段階から訴訟の終結までのすべての段階にわたって、持続的に確保されなければならない。訴訟のガーディアンたる裁判所は、終始積極的に代表の十分性を吟味し、後見的権能によって潜在的当事者の利益を十分に保護することにつとめなければならない。

代表の十分性は、クラス訴訟の審理にあたる裁判所による吟味と後訴の裁判所による事後的な吟味という二重の審査に耐えなければならない。しかも、クラス訴訟の審理過程においても、展望的に代表当事者の適格をチェックすると同時に、審理が進むにつれて、代表当事者の活動を回顧的に審査し、潜在的当事者の利益の保護に欠けるところがなかったかどうかを絶えず吟味する必要がある。このように、代表当事者がクラスの利



益を守るだけの訴訟追行をしたか否かを事後に吟味する必要があり、事前と事後の吟味が重ねられてゆくのである。

では、代表の十分性を判定する基準は何かというに、代表原告とその代理人たる弁護士双方について、それぞれ適切な目安を見いださなければならない。

(略)

代表の十分性を判断する際に代表当事者について考慮しなければならないのは、馴合い訴訟を目論んでいるか否かと、クラスの成員との間に利害の対立が存するか否かである。馴合いの意図が認められれば、適切な代表当事者とはいえないのはもちろんであるが、利害の対立はその形態および程度において多様であり、代表の十分性を阻害するか否かの判断はしばしば微妙である。意見の対立は訴訟の対象について存する場合にのみ顧慮されると一応言いうる。(略)

弁護士は、クラス訴訟を適切に追行しうるだけの経験と能力を有しなければならない。これは不可欠であるが、実際には弁護士の能力を判定するのは微妙であり、せいぜい弁護士のロー・スクールでの成績や弁護士としての実績にふれても表面的な評価にとどまるのが通例である。しかし、弁護士の不適格にふれて、クラス訴訟の追行を拒否した事例も存する。弁護士を適格とする場合、弁護士の具体的な訴訟追行の質を考慮しているが、これは有意義な着眼点であるといえよう。(略)」

### 3. 二段階目の手続への加入を促すための通知・公告の在り方について

- (1) 関連する国内制度においては、被害回復を受けようとする者が手続に加入することを促すための通知・公告として、
- ・ 知れている対象被害者等に対しては、個別通知をしなければならないこととしている例（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律）や、
  - ・ 公告として、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を取りつつ、金融機関による必要な情報の提供その他の措置を適切に講じることとしている例（振り込め詐欺救済法）
- 等がある（資料2-1）。

- (2) A案にせよB案にせよ、二段階目の手続への加入を促すための通知・公告については、対象消費者の手続保障のために行うものではないことから、対象消費者に対する個別通知を必須とするまでの制度的な要請はないものと考えられる。

他方で、一段階目の判決において、共通争点に関し、相手方事業者の責任ないし違法性等が認められた時点で行われるものであることからすると、被害者救済という制度の実効性を確保する観点からは、極力、被害者の加入を促すことが必要であり、また、このようにすることによって、紛争の一回的解決の要請にも応えることになると考えられる。

以上を踏まえ、二段階目の手続への加入を促すための通知・公告の在り方について、どのように考えるべきか。具体的には、

ア 手続追行主体に知れている対象消費者に対しては、できる限り個別通知をすることとし、それ以外の対象消費者に対しては、公告で足りることとする考え方

イ 公告で足りるとする考え方

等が考えられるが、これらについて、どのように考えるべきか。

なお、これらの考え方について検討するに当たっては、後記「4.」の通知・公告の主体及び実質的な費用負担の在り方をも踏まえる必要があると考えられるところであり、更には、手続追行主体の在り方や制度の対象事案等とも関係し得ると考えられることから、こうした論点について具体的に検討していくのと合わせ、事案に応じ、加入を促すためより効果的な方法を適宜選択することを可能とするよう検討していくこととはどうか。

## 4. 通知・公告の主体及び実質的な費用負担

### (1) 総論

ここでは、B案における除外の申出をするための通知・公告及び二段階目の手続への加入を促すための通知・公告について、主体及び実質的な費用負担の観点から検討することとする（なお、通知と公告とで異なる問題や、除外の申出をするための通知・公告と二段階目の手続への加入を促すための通知・公告とで異なる問題については、適宜指摘することとする。）。

また、訴訟手続においては、裁判所が通知・公告を行う場合であっても、訴訟当事者がその費用を予納して負担するのが一般的であり、以下では、通知・公告の主体と実質的な費用負担とを分けて検討することとする。

### (2) 主体について

① 通知・公告の主体を考える上では、通知・公告が必要とされる根拠、A案やB案の手続構造の相違、あるいはA案及びB案における一段階目と二段階目における手続の進行状況の違いといった観点からの検討が必要となる。

② 通知・公告について、他人の権利に関して訴訟を迫ることができる根拠としての授權を促す手段として考えるのであれば、A案における二段階目の通知・公告、B案における一段階目及び二段階目の通知・公告とも、手続追行主体が行うこととすべきとも考えられる。あるいは、前述のように、B案の一段階目における通知・公告について、手続追行主体の適切代表性を補完するためのものと位置付けるのであれば、自らの適切代表性を補充するため、やはり手続追行主体が通知・公告を行うこととすべきとも考えられる。

また、A案及びB案の二段階目の通知・公告については、一段階目の判決で手続追行主体が勝訴した場合であり、相手方事業者に責任があることが明確になっていることを踏まえると、相手方事業者に通知・公告をさせることも考えられる。

一方、適切に通知・公告をすることにより、制度の運用を確実なものとして信頼性を高めるということから、訴訟手続を運営している公的機関である裁判所が通知・公告を行うこととすることも考えられる。

③ なお、手続追行主体として適格消費者団体を想定した場合には、現行の消費者団体訴訟制度において、行政（内閣総理大臣）が、適格消費者団体による差止請求権の行使（訴訟迫行の局面を含む。）に関し報告を受けて他の適格消費者団体に対し伝達をするなどして、適切な制度の運用がされ

るよう措置していることを踏まえ（参考2）、適格消費者団体による通知・公告の実効性を高める環境整備をする観点から、行政が一定の関与をすることとすることも考えられる。

- ④ 以上を前提に、通知・公告に関する国内制度や諸外国の制度も参考にしつつ、通知・公告の主体についてどのように考えるべきか。

### （3）実質的な費用負担について

#### ① B案における除外の申出をするための通知・公告について

訴えを提起するのは手続追行主体であることからすると、少なくとも当該通知・公告をする時点での費用については、手続追行主体が負担すべきとも思われる。

ただし、日刊新聞紙、テレビ、ラジオ等での公告をする場合や、著しく多数の対象消費者に郵便等で通知をする場合には、多額の費用を要するため、手続追行主体にとって負担が過重になり、制度の実効性がそがれるおそれもあることからすると、手続追行主体が通知・公告をすることとしても、制度の実効性を確保する観点から、何らかの環境整備を図る必要があると考えられる。

また、当該通知・公告をする時点での費用について手続追行主体が負担することとしても、最終的には、何らかの方法で当該費用を回収することとすることも考えられ、具体的には、対象消費者に最終的な費用負担を求める考え方と、敗訴した相手方事業者に最終的な費用負担を求める考え方とが考えられる<sup>5</sup>。

これらについて、どのように考えるべきか。

#### ② 二段階目の手続への加入を促すための通知・公告について

これに関しては、一段階目の判決で手続追行主体が勝訴した場合であり、相手方事業者には責任ないし違法性等が認められたことが前提になっていることを踏まえると、当該通知・公告をする時点では、手続追行主体の費用の下に、通知・公告をすることとしても、最終的には相手方事業者はその費用を負担させることとする考え方、対象消費者にその費用を負担させることとする考え方、また、相手方事業者がその費用負担の下に、通知・公告をすることとする考え方等が考えられる。

これらについて、どのように考えるべきか。

---

<sup>5</sup> これに対し、手続追行主体が敗訴した場合には、対象消費者は自らの意思で訴えを提起したのではないから費用負担を求めるのは適切でないし、勝訴した相手方事業者に負担を求めることも適切ではないと考えられ、手続追行主体が最終的に負担することとするのが適当と考えられる。

- ③ なお、通知・公告費用を狭義の訴訟費用（参考3）とするかどうかについては、上記のような実質的な費用負担の在り方に加え、今後具体化されて行く訴訟手続を踏まえ、今後、更に検討することとしてはどうか。

## (参考2) 消費者団体訴訟制度における行政の関与

### 1. 概要

適格消費者団体による差止請求権の行使については、他の適格消費者団体との連携協力を促進するとともに、適切な行使を確保する観点から、その行使状況について他の適格消費者団体に通知をするとともに、内閣総理大臣に対して報告をするとともに（消費者契約法第23条第4項）、適格消費者団体から報告を受けた内閣総理大臣は、他の適格消費者団体に当該報告の概要等を伝達することとし（同条第5項）、通知及び報告の方法等について、消費者契約法施行規則において規定している（同規則第13条、第16条及び第17条）。特に、相手方と通謀して消費者に不利益な和解をすること等に対し、適格消費者団体の相互牽制及び内閣総理大臣による適切な監督措置を講ずることによりこれを防止する観点から、裁判上の和解等の一定の行為について、事前に、適格消費者団体による通知及び報告の対象とするとともに（消費者契約法第23条第4項第10号）、これを怠った場合は認定の取消事由があることとみなすことができる旨の規定を設けている（同法第32条第2項）。

また、適格消費者団体からの報告を受け、内閣総理大臣において、判決等に関する情報の公表を行うこととしている（同法第39条第1項）。

なお、この適格消費者団体による通知・報告について、運用上は、適格消費者団体及び消費者庁が閲覧、記入等を行うことができるインターネット上のウェブサイトを構築し、事務の効率化を図っている。

### 2. 参照条文

#### ○消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）

（差止請求権の行使等）

第二十三条（略）

2・3（略）

- 4 適格消費者団体は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を他の適格消費者団体に通知するとともに、その旨及びその内容その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において、当該適格消費者団体が、当該通知及び報告に代えて、すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知及び報告をしたものとみなす。
- 一 第四十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による差止請求をしたとき。
  - 二 前号に掲げる場合のほか、裁判外において差止請求をしたとき。
  - 三 差止請求に係る訴えの提起（和解の申立て、調停の申立て又は仲裁合意を含む。）又は仮処分命令の申立てがあったとき。

- 四 差止請求に係る判決の言渡し（調停の成立、調停に代わる決定の告知又は仲裁判断を含む。）又は差止請求に係る仮処分命令の申立てについての決定の告知があったとき。
  - 五 前号の判決に対する上訴の提起（調停に代わる決定に対する異議の申立て又は仲裁判断の取消しの申立てを含む。）又は同号の決定に対する不服の申立てがあったとき。
  - 六 第四号の判決（調停に代わる決定又は仲裁判断を含む。）又は同号の決定が確定したとき。
  - 七 差止請求に係る裁判上の和解が成立したとき。
  - 八 前二号に掲げる場合のほか、差止請求に係る訴訟（和解の申立てに係る手続、調停手続又は仲裁手続を含む。）又は差止請求に係る仮処分命令に関する手続が終了したとき。
  - 九 差止請求に係る裁判外の和解が成立したときその他差止請求に関する相手方との間の協議が調ったとき、又はこれが調わなかったとき。
  - 十 差止請求に関し、請求の放棄、和解、上訴の取下げその他の内閣府令で定める手続に係る行為であって、それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるものをしようとするとき。
  - 十一 その他差止請求に関し内閣府令で定める手続に係る行為がされたとき。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、すべての適格消費者団体並びに内閣総理大臣及び経済産業大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置その他の内閣府令で定める方法により、他の適格消費者団体及び経済産業大臣に当該報告の日時及び概要その他内閣府令で定める事項を伝達するものとする。
- 6 （略）

（適合命令及び改善命令）

### 第三十三条 （略）

- 2 内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、適格消費者団体が第十三条第五項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至ったと認めるとき、適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が差止請求関係業務の遂行に関しこの法律の規定に違反したと認めるとき、その他適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該適格消費者団体に対し、人的体制の改善、違反の停止、業務規程の変更その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（認定の取消し等）

第三十四条 内閣総理大臣は、適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由があるときは、第十三条第一項の認定を取り消すことができる。

一～三 （略）

四 第十二条の二第一項第二号本文の確定判決等に係る訴訟等の手続に関し、当該訴訟等の当事者である適格消費者団体が、差止請求に係る相手方と通謀して請求の放棄又は不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解をしたとき、その他不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行を行ったと認められるとき。

五 第十二条の二第一項第二号本文の確定判決等に係る強制執行に必要な手続に関し、当該確定判決等に係る訴訟等の当事者である適格消費者団体がその手続を怠ったことが不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反するものと認められるとき。

六 前各号に掲げるもののほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

七 （略）

- 2 適格消費者団体が、第二十三条第四項の規定に違反して同項の通知又は報告をしないで、差止請求に関し、同項第十号に規定する行為をしたときは、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体について前項第四号に掲げる事由があるものとみなすことができる。
- 3 第十二条の二第一項第二号本文に掲げる場合であって、当該他の適格消費者団体に係る第十三条第一項の認定が、第二十二条各号に掲げる事由により既に失効し、又は第一項各号に掲げる事由（当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関する同項第四号に掲げる事由を除く。）により既に取り消されている場合においては、内閣総理大臣は、当該他の適格消費者団体につき当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し同項第四号に掲げる事由があったと認められるとき（前項の規定により同号に掲げる事由があるものとみなすことができる場合を含む。）は、当該他の適格消費者団体であった法人について、その旨の認定をすることができる。
- 4 前項に規定する場合における当該他の適格消費者団体であった法人は、清算が終了した後においても、同項の規定の適用については、なお存続するものとみなす。
- 5 （略）

（判決等に関する情報の公表）

- 第三十九条 内閣総理大臣は、消費者の被害の防止及び救済に資するため、適格消費者団体から第二十三条第四項第四号から第九号まで及び第十一号の規定による報告を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、差止請求に係る判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。）又は裁判外の和解の概要、当該適格消費者団体の名称及び当該差止請求に係る相手方の氏名又は名称その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。
- 2 前項に規定する事項のほか、内閣総理大臣は、差止請求関係業務に関する情報を広く国民に提供するため、インターネットの利用その他適切な方法により、適格消費者団体の名称及び住所並びに差止請求関係業務を行う事務所の所在地その他内閣府令で定める必要な情報を公表することができる。
  - 3 内閣総理大臣は、独立行政法人国民生活センターに、前二項の情報の公表に関する業務を行わせることができる。

## ○消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）

（通知及び報告の方法等）

- 第十三条 法第二十三条第四項の規定による通知（同項第十号に掲げる場合に係るものを除く。）は、書面により行わなければならない。
- 2 法第二十三条第四項の規定による報告（同項第十号に掲げる場合に係るものを除く。）は、法第四十一条第一項に規定する書面、訴状若しくは申立書、判決書若しくは決定書、請求の放棄若しくは認諾、裁判上の和解又は調停の調書、仲裁判断書、準備書面その他その内容を示す書面（第十五条第一項において「内容を示す書面」という。）の写しを添付した書面により行わなければならない。
  - 3 法第二十三条第四項の規定による通知及び報告（それぞれ同項第十号に掲げる場合に係るものに限る。）は、第十六条に規定する行為をしようとする日の二週間前までに、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。
    - 一 当該行為をしようとする旨
    - 二 当該行為をしようとする日
    - 三 第十六条第三号、第七号又は第八号に規定する行為をしようとする場合（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百六十五条第一項の申立てをしようとするときを除く。）にあつては、相手方との間で成立することが見込まれる和解又は調停における合意の内容



- 4 前項に規定する「行為をしようとする日」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める日をいう。
- 一 第十六条第一号から第三号までに規定する行為をしようとする場合（次号から第四号までに規定する場合を除く。） 口頭弁論等の期日（民事訴訟法第二百六十一条第三項に規定する口頭弁論等の期日をいう。以下本項において同じ。）
  - 二 第十六条第三号に規定する行為をしようとする場合であって、民事訴訟法第二百六十四条の規定に基づき裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出しようとするとき 当該書面を提出しようとする日
  - 三 第十六条第三号に規定する行為をしようとする場合であって、口頭弁論等の期日に出頭して前号の和解条項案を受諾しようとするとき 当該口頭弁論等の期日
  - 四 第十六条第三号に規定する行為をしようとする場合であって、民事訴訟法第二百六十五条第一項の申立てをしようとするとき 当該申立てをしようとする日
  - 五 第十六条第四号から第六号までに規定する行為をしようとする場合 口頭弁論等の期日又は期日外においてそれらの行為をしようとする日
  - 六 第十六条第七号に規定する行為をしようとする場合 当事者間で合意をしようとする調停の期日
  - 七 第十六条第八号に規定する行為をしようとする場合 仲裁廷に対し仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第三十八条第一項の申立てをしようとする日
- 5 第三項の通知及び報告の後、確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるまでに、同項各号に掲げる事項に変更があった場合（その変更が客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものその他の内容の同一性を失わない範囲のものである場合を除く。）には、その都度、変更後の事項を記載した書面により、改めて通知及び報告をしなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

（差止請求に関する手続に係る行為）

第十六条 法第二十三条第四項第十号の内閣府令で定める手続に係る行為は、次のとおりとする。

- 一 請求の放棄
- 二 請求の認諾
- 三 裁判上の和解
- 四 民事訴訟法第二百八十四条（同法第三百十三条において準用する場合を含む。）の規定による権利の放棄
- 五 控訴をしない旨の合意又は上告をしない旨の合意
- 六 控訴、上告又は民事訴訟法第三百十八条第一項の申立ての取下げ
- 七 調停における合意
- 八 仲裁法第三十八条第一項の申立て

第十七条 法第二十三条第四項第十一号の内閣府令で定める手続に係る行為は、次のとおりとする。

- 一 訴状（控訴状及び上告状を含む。）の補正命令若しくはこれに基づく補正又は却下命令
- 二 前号の却下命令に対する即時抗告、特別抗告若しくは許可抗告若しくはその即時抗告に対する抗告裁判所の決定に対する特別抗告若しくは許可抗告又はこれらの抗告についての決定の告知
- 三 再審の訴えの提起若しくは第一号の却下命令で確定したものに対する再審の申立て又はその再審の訴え若しくは再審の申立てについての決定の告知
- 四 前号の決定に対する即時抗告、特別抗告若しくは許可抗告若しくはその即時抗告に対する抗告裁判所の決定に対する特別抗告若しくは許可抗告又はこれらの抗告についての決定の告知

- 五 再審開始の決定が確定した場合における本案の裁判
- 六 仲裁判断の取消しの申立てについての決定の告知
- 七 前号の決定に対する即時抗告、特別抗告若しくは許可抗告若しくはその即時抗告に対する抗告裁判所の決定に対する特別抗告若しくは許可抗告又はこれらの抗告についての決定の告知
- 八 保全異議又は保全取消しの申立てについての決定の告知
- 九 前号の決定に対する保全抗告又はこれについての決定の告知
- 十 訴えの変更、反訴の提起又は中間確認の訴えの提起
- 十一 附帯控訴又は附帯上告の提起
- 十二 移送に関する決定の告知
- 十三 前号の決定に対する即時抗告、特別抗告若しくは許可抗告若しくはその即時抗告に対する抗告裁判所の決定に対する特別抗告若しくは許可抗告又はこれらの抗告についての決定の告知
- 十四 請求の放棄若しくは認諾、裁判上の和解、調停における合意又は仲裁法第三十八条第一項の和解の効力を争う手続の開始又は当該手続の終了
- 十五 攻撃又は防御の方法の提出その他の差止請求に関する手続に係る行為であって、当該適格消費者団体が差止請求権の適切な行使又は適格消費者団体相互の連携協力を図る見地から法第二十三条第四項の通知及び報告をすることを適当と認めたもの

### (参考3) 訴訟費用について

#### 1. 意義

訴訟費用の概念は、広義では、社会的事実として当事者が訴訟追行のため行う支出を意味する。

しかし、民事訴訟費用法は、両当事者間の負担を定める前提となる費用については、広義の訴訟費用のうち一定の範囲のものに限定している。これを狭義の訴訟費用と呼ぶ。

狭義の訴訟費用は、当事者が裁判所を通じて国庫に納付する裁判費用と、自らが支出する当事者費用とに分けられる。なお、弁護士費用は狭義の訴訟費用に含まれない。

##### ①裁判費用の例

- ・ 当事者が訴え提起など各種の申立てに際して納付する申立手数料
  - ・ 証人・鑑定人の旅費・宿泊料・日当
  - ・ 裁判外における証拠調べの場合の裁判官などの旅費・宿泊料
  - ・ 郵便による送達の場合の郵便料金
- など

##### ②当事者費用の例

- ・ 当事者や代理人が期日に出頭するための旅費・宿泊料・日当
  - ・ 訴状その他の書面の作成・提出の費用
- など

#### 2. 狭義の訴訟費用の負担

原則として敗訴者の負担とされる(民事訴訟法第61条)。

もっとも、裁判所が当事者の訴訟行為の態様を考慮して、裁量的判断によって負担を定める余地が認められる。一部敗訴の場合(同法第64条)、不必要な行為をなした勝訴当事者(同法第62条)や、訴訟の遅延を生じさせた勝訴当事者(同法第63条)に対して費用の全部又は一部を負担させる場合がこれにあたる。

裁判所において和解をした場合には、特別の定めをしなかったときは、各自が負担することとされている(同法第68条)。

#### 3. 弁護士費用について

原則としては各自負担とされる。

しかし、不法行為による損害賠償請求の場合には、弁護士費用のうち相当額を損害として、相手方に請求することができると考えられている。

#### 4. 参照条文

##### ○民事訴訟法（平成八年法律第九号）

（訴訟費用の負担の原則）

第六十一条 訴訟費用は、敗訴の当事者の負担とする。

（不必要な行為があった場合等の負担）

第六十二条 裁判所は、事情により、勝訴の当事者に、その権利の伸張若しくは防御に必要でない行為によって生じた訴訟費用又は行為の時における訴訟の程度において相手方の権利の伸張若しくは防御に必要であった行為によって生じた訴訟費用の全部又は一部を負担させることができる。

（訴訟を遅滞させた場合の負担）

第六十三条 当事者が適切な時期に攻撃若しくは防御の方法を提出しないことにより、又は期日若しくは期間の不遵守その他当事者の責めに帰すべき事由により訴訟を遅滞させたときは、裁判所は、その当事者に、その勝訴の場合においても、遅滞によって生じた訴訟費用の全部又は一部を負担させることができる。

（一部敗訴の場合の負担）

第六十四条 一部敗訴の場合における各当事者の訴訟費用の負担は、裁判所が、その裁量で定める。ただし、事情により、当事者の一方に訴訟費用の全部を負担させることができる。

（和解の場合の負担）

第六十八条 当事者が裁判所において和解をした場合において、和解の費用又は訴訟費用の負担について特別の定めをしなかったときは、その費用は、各自が負担する。